

世界遺産の再検討

—その制度と日本との関わりについて—

寛ボルテール（倫理研究所専門研究員）

今年（2014年）、全世界の世界遺産登録件数は1000件を突破する見込みである。この機会に、その歴史を振り返りつつ世界遺産の意義を再確認し、また現状について若干の問題提起をし、制度としての日本との関わりについて考察していきたい。

はじめに

戦争は人の心の中で生れるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。

これは国際連合教育科学文化機関（通称：ユネスコ）の憲章の冒頭に書かれている言葉である。この立派な宣言には誰もが納得できることであろう。

憲章は次のように続く。

相互の風習と生活を知らないことは、人類の歴史を通じて世界の諸人民の間に疑惑と不信をおこした共通の原因であり、この疑惑と不信のために諸人民の不一致があまりにもしばしば戦争となった。

ここに終りを告げた恐るべき大戦争は、人間の尊厳・平等・相互の尊重という民主主義の原理を否認し、これらの原理の代りに、無知と偏見を通じて人間と人種の不平等という教義をひろめることによって可能にされた戦争であった。

文化の広い普及と正義・自由・平和のための人類の教育とは、人間の尊厳に欠くことのできないものであり、且つすべての国民が相互の援助及び相互の関心の精神をもって果さなければならない神聖な義務である。

まさにこれこそがユネスコの組織としての使命ともいえる。

ユネスコは第2次世界大戦後間もない1946年に国際連合（国連）の専門機関として設立されたのだが、この憲章によって世界の平和の構築がその主な目的とうかがうことができる。そのために、つまり「平和のとりで」を築くために、機関としての名称が示している、教育・科学・文化の3分野の発展や促進が必要とされているのであり、ユネスコ設立はこの3分野の発展が目的なのではなく、それらは平和構築のための手段に過ぎないのである。

さらに憲章をよく見ると、ユネスコは3分野の中でも特に文化（その普及）と教育（正義や平和に基づくもの）という二つの領域に重点を置いていることがわかる。実際に現代の人々がユネスコの活動とってまっさきにイメージするのが、前者の文化の普及活動であるだろうし、その文化遺産の制度、つまり「世界遺産」の登録制度という活動を以てユネスコの名は世界的に知られており、且つ一番成功している事業であるともいえる。

世界遺産制度は、1972年の「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（以下、世界遺産条

約) が採択されたことによって動き始めたのだが、発効されたのは締約国が 20 カ国に達した 1975 年である。世界初の世界遺産が登録されたのはさらにその 3 年後の 1978 年で、エクアドルのガラパゴス諸島やポーランドのクラクフ歴史的地区などを初めとする 12 件であり、これによって世界遺産の登録制度は本格的にスタートをした。当初は締約国も少なく小規模であったが、現在では 190 カ国にも増え、登録された世界遺産件数も 981 件にもものぼる。そしてこのペースでは 2014 年内には 1000 件を突破すると見られているのである。正に今日は世界遺産ブームが巻き起こっているのであるが、このようなブームの時にこそ世界遺産という制度とその本質を見つめ直す時ではないだろうか。

まず、世界遺産という概念を考察し、同時になぜ世界遺産の制度が有り、つくられたのかという現状を把握しながらその歴史を振り返ってみたい。